

一般事業主行動計画

計画期間	平成28年8月1日から平成33年7月31日までの5年間
	令和3年8月1日から令和8年7月31日までの5年間
	令和8年8月1日から令和13年7月31日までの5年間

計画内容

（目標1）

子ども看護のための休暇を7労働日までとする休暇制度を導入する。

■目標を達成するための方策と実施時期

令和8年8月～制度内容の検討

令和9年1月～制度の導入・周知啓発を行う。

（目標2）

地域の子育てボランティア活動に、従業員が積極的に参加できるよう支援する。

■目標を達成するための方策と実施時期

令和8年8月～制度内容の検討

令和9年1月～制度の導入・周知啓発を行う。